

# 熊本県立矢部高等学校 いじめ防止基本方針



令和3年4月

# 目 次

はじめに	1
1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方	2
2 いじめの定義	2
3 いじめ防止等の対策のための組織	3
(1) いじめ防止等対策委員会の構成員	
(2) いじめ防止等対策委員会の役割	
4 年間計画	5
(1) 年間の取組についての検証	
(2) 取組の評価、会議、校内研修会等の実施時期	
(3) いじめの「未然防止」の取組と実施時期	
(4) いじめの「早期発見」の取組と実施時期	
< 令和3年度 いじめ未然防止・早期発見 年間計画 >	
5 いじめに対する措置	11
< いじめ発生時の県立学校における対応フロー図 >	
< 矢部高等学校 いじめ対応マニュアル >	
< いじめ関係アンケート調査の流れフロー図 >	
6 いじめの解消	14
7 重大事態への対応	15
(1) 学校の設置者又は学校による調査	
(2) 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置	

はじめに

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わる全ての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの生徒にも起こりうることで、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておかなければならない。

本校においては、これまでもいじめを許さない学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、いじめられている生徒を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取り組んできた。

しかしながら、本校においても、いじめや嫌がらせ行為が認知され、心身共に苦痛を感じる生徒がいたのも事実である。

いじめは、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめの問題に社会総がかりで対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が成立し、同年9月に施行された。

また、熊本県は、法第12条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定。平成29年3月14日最終改訂。以下「国の基本方針」という。）を踏まえ、平成25年12月26日に熊本県いじめ防止基本方針を策定し、平成28年2月9日に熊本県いじめ防止基本方針（改訂版）（以下「県の基本方針」という）を策定した。

この熊本県立矢部高等学校いじめ防止基本方針は、法で義務づけられた学校におけるいじめ防止の基本方針であり、学校が国、県、家庭、山都町、地域その他関係機関の連携の下、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

なお、本校では、下のように、毎年4月11日を「命の日（Sense and Act）」とする。

#### 「命の日（Sense and Act）」の実施

本校では平成25年4月11日に生徒が亡くなるという大変悲しい出来事が起こった。この悲しみを風化させないために、4月11日を「命の日（Sense and Act）」と命名し、黙祷、宣言文を読み上げるなどの活動を行う。命の大切さについて深く考えるとともに、思いやり等について考える機会とする。

#### ※ 「Sense and Act」について

「Sense」とは、人間の五感（視覚、聴覚、嗅覚、味覚、触覚）、そして「もしかして」という第六感を駆使して、「このままでは、いじめにつながらないだろうか。」「いじめで苦しんでいないだろうか。」ということを一早く感じることである。

しかし、感じるだけで何もしなかったら、感じなかったのと同じである。感じたことを元にすぐに動かなければならない。だから、「and Act」である。いじめにつながりそうなことをなくしたり、いじめで苦しんでいるかもしれない生徒（仲間）に声を掛けたりしなければならない。

## 1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、教員自ら生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教員の姿勢そのものが生徒との信頼関係を築き上げ、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行わなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが、将来にわたりいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、山都町、学校、家庭、地域その他関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」という共通認識のもと、全ての生徒が将来の「夢」実現のため、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができる学校を目指す。

そのために、「いじめの防止」、「早期発見」、もし、いじめが起こってしまったときの「いじめに対する措置」について、この「いじめ防止基本方針」のもと、安全・安心に生徒たちが充実した学校生活を送れるようにするものである。

## 2 いじめの定義

(定義)

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、当該行為を行った生徒が悪意を持っていたかどうかは関係ない。

いじめは、社会性を身に付ける途上にある生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めなければならない。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの生徒にも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときの生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめ対策組織」を活用して行う。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の生徒や、塾・スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該生徒間の何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであって

も、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、インターネット上で悪口を書かれた生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った生徒に対する指導等については、法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

一方で、いじめられた生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するものとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「いじめ防止等対策委員会」へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応をとることが必要である。

### 3 いじめ防止等の対策のための組織

いじめについては、特定の教員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること、また、必要に応じて心理や福祉の専門家(SC・SSW)、弁護士、医師、教員・警察官経験者等、外部専門家の参加を得ることなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資するとの認識に立って、各学校は「学校いじめ対策組織」を設置する。熊本県立矢部高等学校ではこの組織のことを「いじめ防止等対策委員会」という。

なお、「いじめ防止等対策委員会」を設置していることやその活動内容については、保護者等に周知する。

「いじめ防止等対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組むに当たって中核的な役割を担う。

#### (1) いじめ防止等対策委員会の構成員

いじめ防止等対策委員会は、教頭、生徒指導主事、教育相談部長、人権教育主任、保健主事、養護教諭、教務主任、外部専門家、その他学校長が必要と認める者で構成する。



## 4 年間計画

### (1) 年間の取組についての検証

前年度末に策定した学校いじめ防止基本方針に基づき、年度当初よりいじめの防止等に向けた取組を実施する。各学期末にはいじめ防止等対策委員会を開催し、取組の内容を検証、それらの積み重ねを受けて、年度末には次年度のいじめ防止基本方針やそれに基づく取組計画を立案する。

### (2) 取組の評価、会議、校内研修会等の実施時期

#### ア いじめ防止等対策取組の評価について

学校評価アンケート及び学校評議員会において評価を依頼する。また、いじめ防止等対策委員会においても、各学期末において検証を行う。

#### イ いじめ防止に向けた諸会議の実施について

(ア) いじめ防止等対策委員会は各学期に1回実施する。

(イ) 生徒理解のための会議を1学期2回、2学期に1回実施する。

(ウ) 学校評議員会を年間2回実施し、取組の報告を行う。

(エ) 学年部会、生徒指導部会、教育相談部会を時間割に組み込むことで定期的を実施する。各部会の中で情報の収集を行う。

(オ) その他、必要が認められる場合には緊急にいじめ防止等対策委員会、臨時職員会議を実施する。

#### ウ 校内研修会について

(ア) 夏季休業を利用して、いじめ防止等に関する校内職員研修会を実施する。

### (3) いじめの「未然防止」の取組と実施時期について

未然防止の基本は、すべての生徒が安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めることである。そのため、「未然防止」の取組は、下記のような各校務分掌・学年・学科等を中心として全職員で行う。

#### ア 教務部を中心とした取組

(ア) 授業研究会・公開授業を実施する。

分かる授業、すべての生徒が授業に参加できる、授業の場面で活躍できるための授業改善のために実施する。

(イ) 習熟度による授業編成

科目によっては生徒の学力に応じた授業を実施する。

#### イ 生徒指導部を中心とした取組

(ア) 規律ある学校生活を過ごすために実施すること

・職員による登校指導の実施

朝から明るいあいさつを交わすことで1日を楽しく過ごせるようになることを目指す。

・服装・頭髪検査の実施(年6回)

身だしなみを整えることにより、落ち着いた学校生活を送れるようになることを目指す。

・交通安全指導の充実

交通ルールやマナーを守ることを通して、規範意識の向上、思いやりの心の醸成を目指す。

(イ) 生徒・職員の交流を深めるために実施すること

・各学期に全校一斉昼食を実施する。

(ウ) 情報モラル教育の取組

・スマートフォン・携帯電話の正しい使い方について講習会を実施

外部専門家を招き、正しいスマートフォン・携帯電話とのつきあい方、S N

- Sのメリット・デメリット等を学び、情報モラルを育成する。
- ・保護者へのスマートフォン・携帯電話利用についてのお願い  
生徒のスマートフォン・携帯電話利用に関しての保護者の責任と家庭でのルール作りをお願いする。入学式の日、スマートフォン・携帯電話の使用願いに家庭でのルールを記入してもらったものを提出してもらう。
- (エ)「心のきずなを深める月間」等の取組  
6月の「心のきずなを深める月間」をはじめ、2者面談(学期に複数回実施)全校一斉昼食(6月、10月、3月)、アンケート調査(心のアンケートは毎学期)などを実施し、生徒理解に努める。
- ウ 生徒会活動での取組  
生徒会が率先して、よりよい人間関係を築き、いじめの未然防止に努める機会ができるように教職員は指導する。  
平成25年12月に実施された熊本県「いじめ防止高校生会議」で採択された熊本県高等学校「いじめを許さない」宣言文、本校の生徒会がつくった矢部高等学校「いじめを許さない」宣言文(次ページ参照)を教室掲示し、年度によっては生徒総会で議題として取り上げ、各クラスでいじめについて考える機会とする。また、宣言文等の縮小版を作成し、生徒が携行できるようにする。なお、担任等は機会を捉え、SHR等で話題にする。
- エ 教育相談部・生徒指導部の連携した取組
- (ア) 中学校からの情報提供  
新入学生が高校生活にスムーズに適應できるよう、合格発表後、中学校を訪問する等、中学校から情報を提供してもらう。
  - (イ) 性教育講演会等でも、「命を大切にする」心を育むことに関係する内容を取り入れてもらう。

(ウ) 宣言文、行動指標、携帯電話利用ルール

熊本県高等学校  
「いじめを許さない」宣言文

前文

今日、“いじめ”というものは、ますます多様化・陰湿化し、本来尊重されるべき個性は軽んじられています。その背景にあるのは、人と人とのつながりの弱さであり、さらには無関心であることです。それが“いじめ”に拍車をかけているのです。

“いじめ”によって苦しんでいる仲間がいます。

人を傷つける権利は誰にもありません。私たちはもう見逃しません。

そこで、私たちは“いじめを許さない決意”をここに宣言します。

宣言

- 一. 私たちは、互いの個性を尊重し、相手の立場になって物事を考えます。
- 一. 私たちは、思いやりの心を忘れず、仲間の小さな変化に気付きます。
- 一. 私たちは、SNS等に頼らず「自分の声」で直接伝え、正しい判断のもと行動します。
- 一. 私たちは、学校内での理不尽な人間関係を見過ごさず、対等で信頼できる関係を築きます。
- 一. 私たちは、自分から笑顔で挨拶をし、友達の輪を広げます。

平成25年度熊本県「いじめ防止高校生会議」生徒代表

矢部高等学校  
「いじめを許さない」宣言文

平成26年2月12日

実際にいじめをするのも、いじめられているのも私たち高校生です。いじめを止めるためにはお互いを思いやることが大切です。

○相手の立場になって、思いやりのある行動を

深く考えることなく放った言葉やとった行動は、ときには人の心を傷つけることがあります。また、人によってはいろいろな悪い状況が重なっていくうちに、追い込まれてしまうことがあります。

そのような状況を避けるために相手の立場を考えることが必要です。そして、思いやりのある行動をとることで、いじめのない人間関係を目指しましょう。

○たった一人でも大事なクラスメイト

クラスの中には自分と違った様々な人たちがいます。その人たちはたった一人であってもただ一つの個性を持っています。個性は蔑(さげす)まれるものでなく、尊重されるものなのです。この場で個性の大切さを考え、いじめについて更に深く考えましょう！

### 熊本県高校生「いじめを許さない」行動指標

- 1 いじめの起きない学校・学級にするために
  - 互いの個性を認め合います。
  - 一人一人の存在を大切にします。
  - SNSのコミュニケーションだけに頼りません。
- 2 いじめに早く気づく、いじめを見逃さないために
  - いじめのサインを見逃しません。
  - 友人の言動の変化を見逃しません。
  - SNS上の変化を見逃しません。
- 3 いじめが起きてしまったら
  - すぐに誰かに伝えます。
  - 一人にしないで寄り添います。
  - SNSで友達の変化に気づいたら、直接会って解決します。

平成26年度「心のきずなを深めるシンポジウム」高校生代表

### 矢部高校「いじめを許さない」行動指標

平成26年6月

- (1) いじめの起きない学級・学校にするために (いじめの防止)
  - ①相手と自分の違いを認め、受け入れます。
  - ②相手の嫌がることをしません。
  - ③嫌なことをされたら、はっきり「嫌!」と言います。
- (2) いじめに早く気づく、いじめを見逃さないために (いじめの早期発見)
  - ①いじめられていることを伝える環境を作ります。(アンケート、相談室)
  - ②SNSでいじめと思われる投稿があったら大人に言います。
- (3) いじめが起きてしまったら (いじめに対する措置)
  - ①いじめられている人を守ります。
  - ②同じ考えの人と立ち向かいます。

### 矢部高校生携帯電話利用のルール

平成27年6月4日生徒総会にて決議

私たち矢部高校生は、次のことを守ります。

- 1 学校敷地内では使用しない。
- 2 携帯電話使用願いを提出し、必ずフィルタリングサービスに加入する。
- 3 伝えたいことは直接相手に伝える。  
SNS (facebook・LINE・twitter など) やメールやネット上の書き込みなどでは、誤解を招くことがあります。
- 4 公の場で周りが嫌がることは書き込まない。  
SNSや掲示板はたくさんの人が見ています。
- 5 SNSやネット上では、発言の責任を持ち、送信 (書き込み) ボタンを押す前にもう一度内容を確認しよう。  
メール・投稿する前に、内容を相手の気持ちを考えて確認しましょう。

目安箱 (つぶやき B o x) の存在を生徒に周知し、生徒が悩みなどを気軽に相談できるようにする。(毎週はじめに開封し確認し、教頭に報告する)

スマートフォン・携帯電話の利用法について、自主的なルール作成や見直しができるように機会を作る。

オ 教育相談部を中心とした取組

(ア) 人権教育での取組

1年生は、1学期の早い段階にアンケートを実施し、各クラスの課題に基づいた人権教育LHRを計画・実施し、正しい人権感覚の育成とともによりよい人間関係の構築を目指す。

2・3年生は、社会にある様々な人権問題と自分との関わりを考えさせることで、相手の立場に立ち、お互いに思いやりを持った行動をとれる人格の育成を目指す。

カ 学年を中心とした取組

(ア) 2者面談の積極的な実施

担任は学期に数回2者面談等を実施して、生徒理解に努める。

(イ) 家庭訪問の実施

1年生及び担任が替わったクラスでは家庭訪問の実施に努め、保護者との連携、家庭状況の把握に努める。

(ウ) 職員朝礼後に学年団で生徒に関するの情報交換の実施

キ 学科を中心とした取組

(ア) キャリア教育の充実

全学科でインターンシップを実施する。(検討中の事項) また、学科を超えた体験活動にも積極的に取り組む。

(イ) 自己肯定感や達成感の向上

各学科、出前授業やインターンシップなど、できることを地域や保育園、小・中学校に知らせ、交流を充実させる。

ク 教科を中心とした取組 (授業改善につながるもの)

(ア) 基礎学力向上の指導等

授業では、ティーム・ティーチング等複数の教師による学習支援を行い、中学校や高校入学前に習得しておくべき技能の定着が不十分な生徒に追加の指導を行う。

(イ) 他教科の研究

他教科の教科書等を読んだり、授業を参観して、自分の担当教科に関係の深いものがあれば、授業に取り込んでいくことで教科横断的な連携を図り、生徒の学習意欲を喚起する。

ケ 図書部等での取組 (生徒間、職員間、生徒職員間で共通の話題を増やすもの)

(ア) 朝読書の工夫

全校生徒・全職員に同じ短い文章(「熊本の心」等)を扱う。

(4) いじめの「早期発見」の取組と実施時期

ア 生徒指導部を中心とした取組

(ア) アンケート調査の実施

「心のアンケート」を基にしたアンケート調査を各学期に実施する。

(イ) 生徒指導部会での意見交換

生徒指導部会を定期的開催し、生徒の人間関係など情報共有に努める。

(ウ) チェックリストの作成及び配布

いじめの早期発見のためのチェックリストを作成する。全職員及び保護者に配布して家庭・学校と連携して、いじめの早期発見につなげる。

(エ) アンケート実施後のチェックフロー図 (P. 14)

イ 教育相談部を中心とした取組

(ア) 心の健康調査の実施

各学期に一度「心の健康調査」を実施し生徒の心身の状況を把握する。

(イ) 相談窓口の周知

入学式、始業式や全校集会及び育友会総会などで相談窓口を紹介し周知することで気軽に相談できる体制を整え、いじめの早期発見につなげる。

(ウ) 教育相談部会での情報共有

教育相談部会を定期的開催することで、生徒の状況の細やかな把握を行うとともに人間関係を把握し、必要に応じて関係職員または全職員で共通理解をすることでいじめの早期発見・未然防止につなげる。

(エ) 合格者(入学予定者)に関する保護者アンケート実施。

ウ 学年を中心とした取組

(ア) 2者面談の実施

生徒の状況把握及びいじめの早期発見のため、2者面談を月1回実施する。

(イ) 個人面談結果等の情報共有

個人情報に留意しながら、生徒理解職員研修等で全職員に面談結果及びクラスの傾向を知らせ、共通理解をすることで、いじめの早期発見、全職員での指導に役立てる。

(ウ) 新入生出身中学校教員との情報交換会の開催。

エ 保健・環境部を中心とした取組

(ア) 毎日の健康観察

(イ) 保健室来室状況の把握

(ウ) 長期欠席傾向等の把握

(エ) 学期始め(長期休業明け)の健康調査

オ 職員研修について

(ア) いじめ防止等に関する職員研修の実施

(イ) 生徒理解に関する職員研修の実施

カ 職員間のコミュニケーションについて

(ア) 矢部高校ホームページは会話のきっかけの一つ

「学校生活」の更新を機会あるごとに各職員が行い、毎朝ホームページを見て、それをきっかけに生徒たちの様子等についても話題にする。

(イ) 相手に直接会ってコミュニケーション

用事があるときは、電話等で説明したとしても、後で直接会って説明する。用事が特にないときでも、何か用事をつくって話をしに行く。

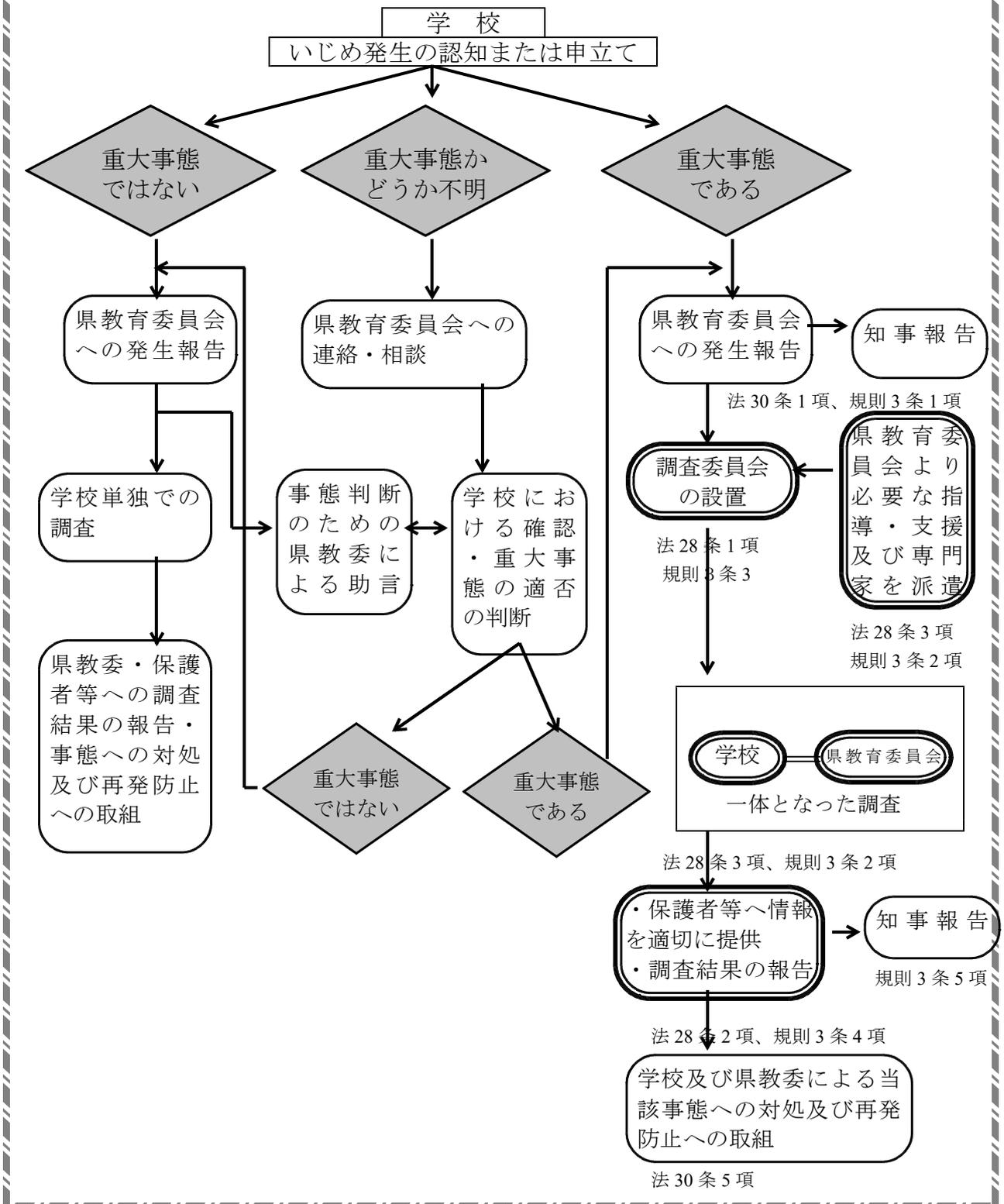
＜令和3年度 いじめ未然防止・早期発見 年間計画＞

	月	いじめの未然防止の取組	いじめの早期発見の取組	備考
1 学期	4	コミュニケーションスキルを高める新入生 オリエンテーション研修 人権アンケート(1年) 「命の日(Sense and Act)」(9日)校長講話 人権教育LHR 全校一斉昼食 服装・頭 髪検査、朝読書開始 小中学校・保育園・老人ホームとの交流開始	いじめ防止基本方針の全職員への 説明(読み合わせ) いじめ防止チェックリスト作成、 職員配布 保健部「学期始めの健康観察」 2者面談	
	5	公開授業	いじめ防止チェックリスト保護者 配布 2者面談	
	6	○心のきずなを深める月間 全校一斉昼食 生活作文 生徒総会 服装・頭髪検査	○心のきずなを深める月間第1回 生徒理解職員研修 (教育相談連絡会) 教育相談部「心の健康調査」 2者面談	
	7	人権教育LHR 人権教育職員研修 携帯電話安全利用講座(保護者) 公開授業 家庭訪問 新入生の出身中学校教員との情報交換会 矢部高校心のアンケート実施(命の日関連)	生徒理解職員研修 2者面談 心のアンケート実施	いじめ防止等対策委員会
	8	家庭訪問 服装・頭髪検査	いじめ防止等職員研修	
2 学期	9	文化祭 インターンシップ(A2・F2・A1) 人権教育LHR	保健部「学期始めの健康観察」 2者面談	
	10	人権作文 人権教育LHR 学校評議員会 携帯電話安全利用講座 山都町内中学校・高校合同人権教育講演会	教育相談部「心の健康調査」 生徒理解職員研修 (教育相談連絡会) 2者面談	
	11	全校一斉昼食	心のアンケート実施 2者面談	
	12	山都町人権旬間	特別支援・生徒理解職員研修 2者面談	いじめ防止等対策委員会
3 学期	1	服装・頭髪検査 人権教育LHR	保健部「学期始めの健康観察」 教育相談部「心の健康調査」 2者面談	
	2		2者面談	いじめ防止基本方針の見 直し(職員・生徒会・育 友会役員)
	3	人権教育年間総括会 全校一斉昼食 合格者に関する中学校からの情報提供 合格者に関する保護者アンケート実施	心のアンケート実施 2者面談	いじめ防止等対策委員会 年間反省 次年度計画作成

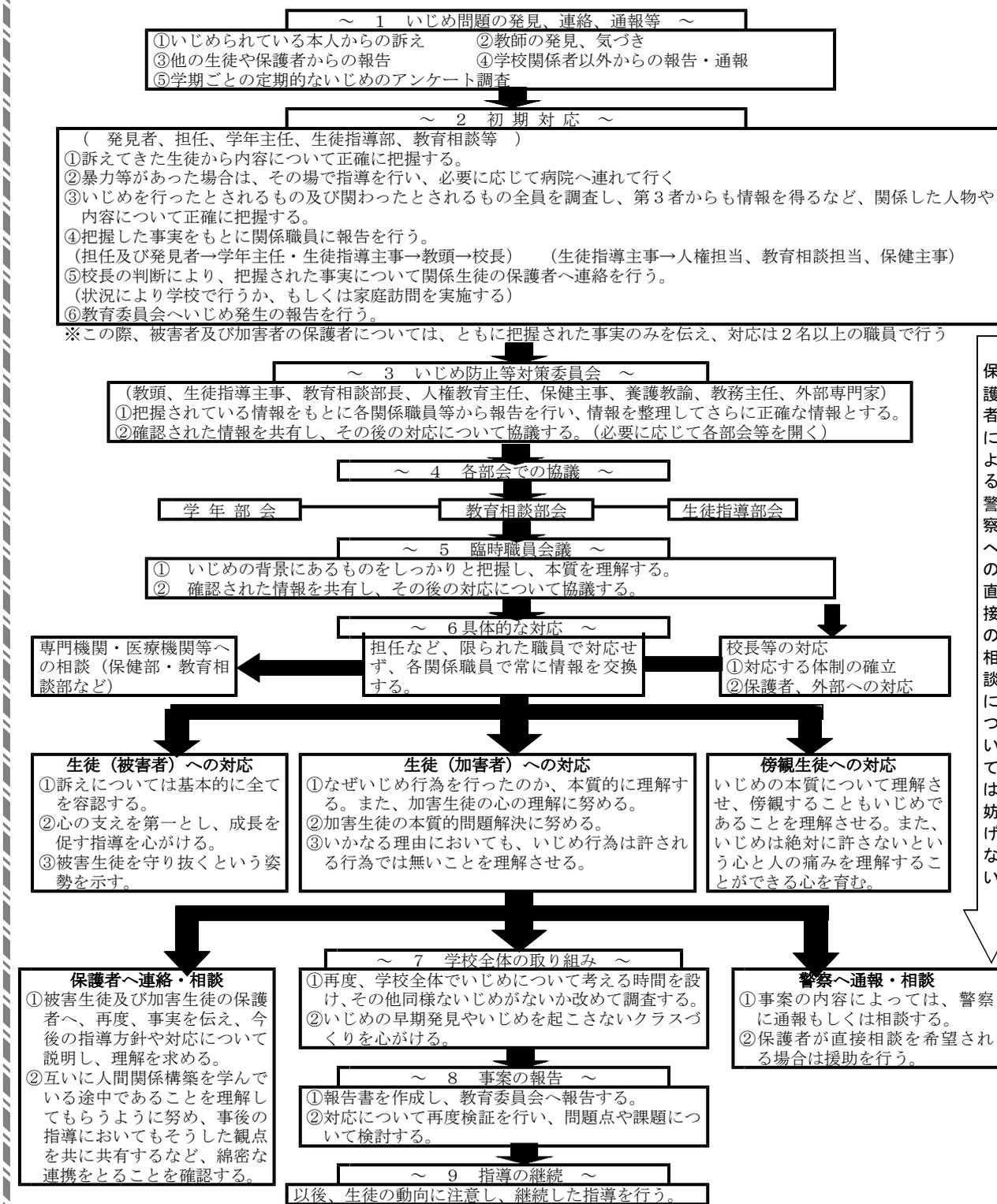
## 5 いじめに対する措置

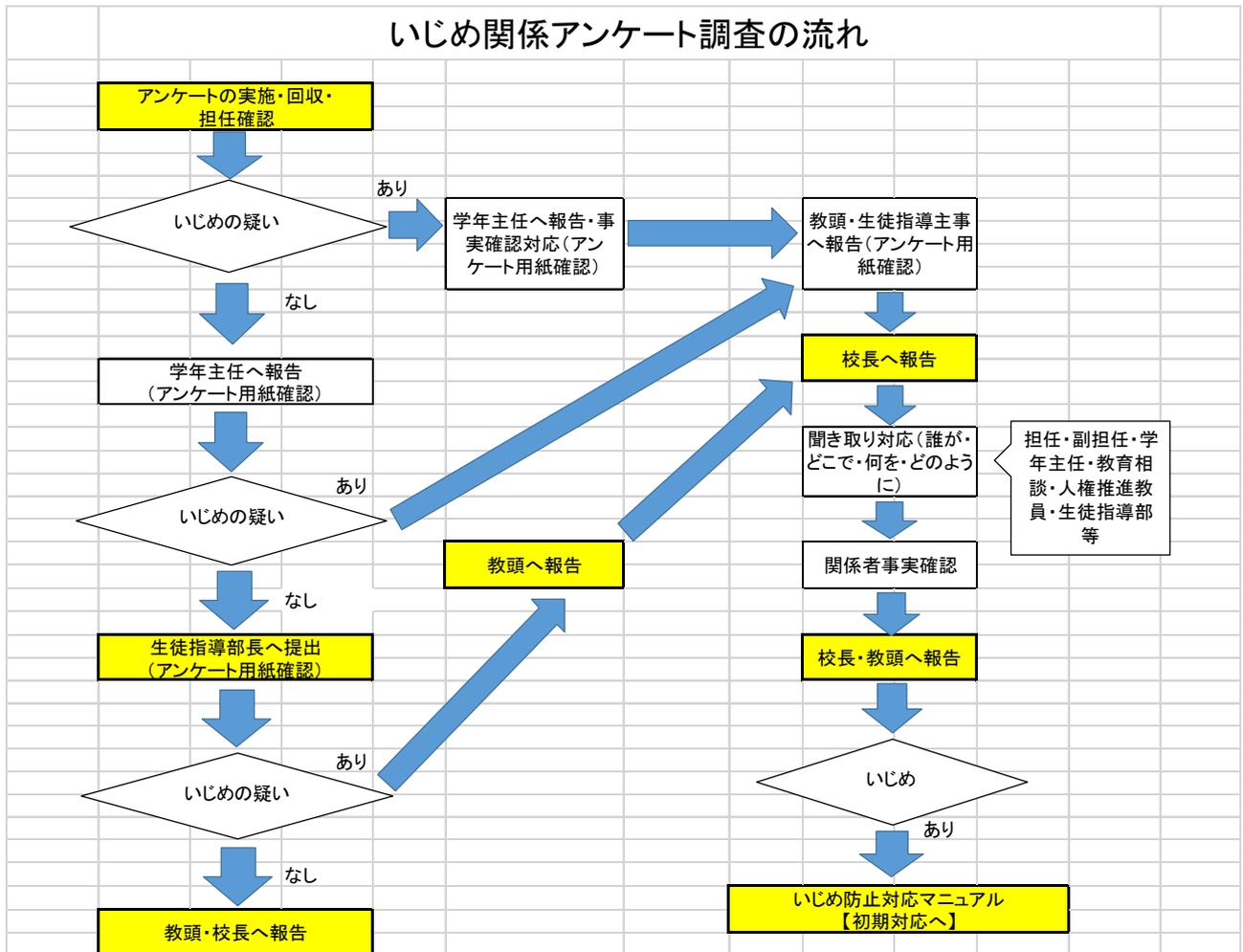
いじめが認知されたら、「いじめ発生時の県立学校における対応フロー図」に従い県教育委員会に報告するとともに、本校で定めた「いじめ対応マニュアル」に則って「いじめ防止等対策委員会」を緊急に招集し、迅速なる情報の共有、指導・支援等の対応に学校が一丸となって当たる。なお、発生したいじめ行為が重大事態である場合は、次項「重大事態への対応」に記載してあることを原則に県教育委員会と連携し対応に当たる。

いじめ発生時の県立学校における対応フロー図



# 矢部高等学校 いじめ対応マニュアル





## 6 いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（1）及び（2）が満たされていることとする。

### （1）いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。なお、いじめの被害の重大性等からさらに長期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、一定期間が経過した段階で再度判断を行う。

### （2）被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及び保護者に対し、面談等により確認する。

特に、寮生については、当該保護者との情報共有や面談等を怠ることなく、いじめの解消の判断をより丁寧に行う。

「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、職員全体で、日常的に注意深く観察する。

## 7 重大事態への対応

### (1) 学校の設置者又は学校による調査

#### ① 重大事態の発生と調査

##### ア 重大事態の意味について

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、同条第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

同条第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、県教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

#### イ 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに県教育委員会に報告し、県教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、県教育委員会が主体となって行う場合と学校が主体となって行う場合があるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと県教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、県教育委員会において調査を実施する。

また、学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項の規定に基づき、県教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も

含めた適切な支援を行う。

(ア) 県教育委員会が主体となる場合（県立学校においては、教育委員会規則で定めるものとする。）

県立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となって行う場合は、法第14条第3項の県教育委員会に設置される附属機関（「審議会」）が調査を行う。

(イ) 学校が主体となる場合

県立学校において、学校が設置する調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に必ず置くこととされている「学校いじめ対策組織」（矢部高等学校では「いじめ防止等対策委員会」）を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えることとする。

この調査組織による調査は、重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

- a 事案の大まかな事実関係の把握等のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて学校は関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施する。
- b 調査のための組織に必要な応じて専門家等を加える。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。
- c いじめを受けた疑いのある生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- d 在籍生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用する。
- e 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- f 保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。
- g 調査を迅速かつ適切に進めるため、教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図る。

ウ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることを指している。この際、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と県教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

(ア) いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

当該生徒から十分聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられる。この際、いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先する（例えば、質問票によって個別の事案が明らかになり、いじめられた生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、その行為を直ちに停止させる。

いじめられた生徒に対しては、その事情や心情を聴取し、当該生徒の状況

に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて県教育委員会が積極的に指導・支援し、関係機関と適切な連携を図った上で、対応することが求められる。

(イ) いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等がある。

なお、生徒が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持し、かつ遺族の気持ちに十分配慮しなければならない。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その方法等については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

エ その他留意事項

重大事態については、県教育委員会の積極的な支援が必要となる。その事態に関わりを持つ生徒が傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、時として事実に基づかない風評等が流されることもある。そうした状況では、県教育委員会及び学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

また、教育委員会は、学校安全に係る危機管理の専門性を有し、キーパーソンとなる人材の育成に努め、自死事案等の重大事態が発生した際は、当該学校に対する指導助言が適切に行われるよう必要な支援を行うものとする。

さらに、遺族の心情に配慮するため、第三者による連絡調整や各種支援が円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

県教育委員会又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時かつ適切な方法で、経過を報告することとする。

これらの情報の提供に当たっては、県教育委員会又は学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

ただし、個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍生徒やその保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合、県教育委員会は情報の提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の状況に応じた適切な対応が必要である。

## イ 調査結果の報告

調査結果については、県教育委員会を通じて知事に報告する。

### (2) 調査結果の報告を受けた知事による再調査及び措置

#### ① 再調査

上記(1)－②－イの報告を受けた知事は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要であると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）を、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関「熊本県いじめ調査委員会」（以下、「調査委員会」という。）において行う。

再調査についても、学校等による調査同様、調査委員会は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時かつ適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

#### ② 再調査の結果を踏まえた措置等

知事及び県教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。また、再調査を行ったときは、知事はその結果を議会に報告するものとする。

